

障がい者支援・えべつ21プランの策定について

1. 目的等

「障がい者支援・えべつ21プラン」は、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である「障がい者福祉計画」と、その施策推進に向けた障がい福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を合わせた3計画からなるものです。

現計画は、いずれも令和8年度をもって計画期間が終了となることから、令和9年度からの次期3計画を一体的に策定することにより、当市における障がい者及び障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

2. 根拠規定

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 障がい者福祉計画 | 障害者基本法第11条 |
| (2) 障がい福祉計画 | 障害者総合支援法第88条 |
| (3) 障がい児福祉計画 | 児童福祉法第33条の20 |

3. 計画期間

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 障がい者福祉計画（第6期） | 令和9年度～令和14年度（6か年） |
| (2) 障がい福祉計画（第8期） | 令和9年度～令和11年度（3か年） |
| (3) 障がい児福祉計画（第4期） | 令和9年度～令和11年度（3か年） |

4. 策定体制

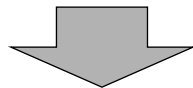
計画案の検討、策定に向け、学識経験者、関係団体、市民など委員13名からなる障がい福祉計画等策定委員会を設置します。

【構成】

- ・学識経験者 1名（大学等）
 - ・関係団体等 10名（社会福祉協議会、障がい者団体等）
 - ・市民公募 2名
- 計13名

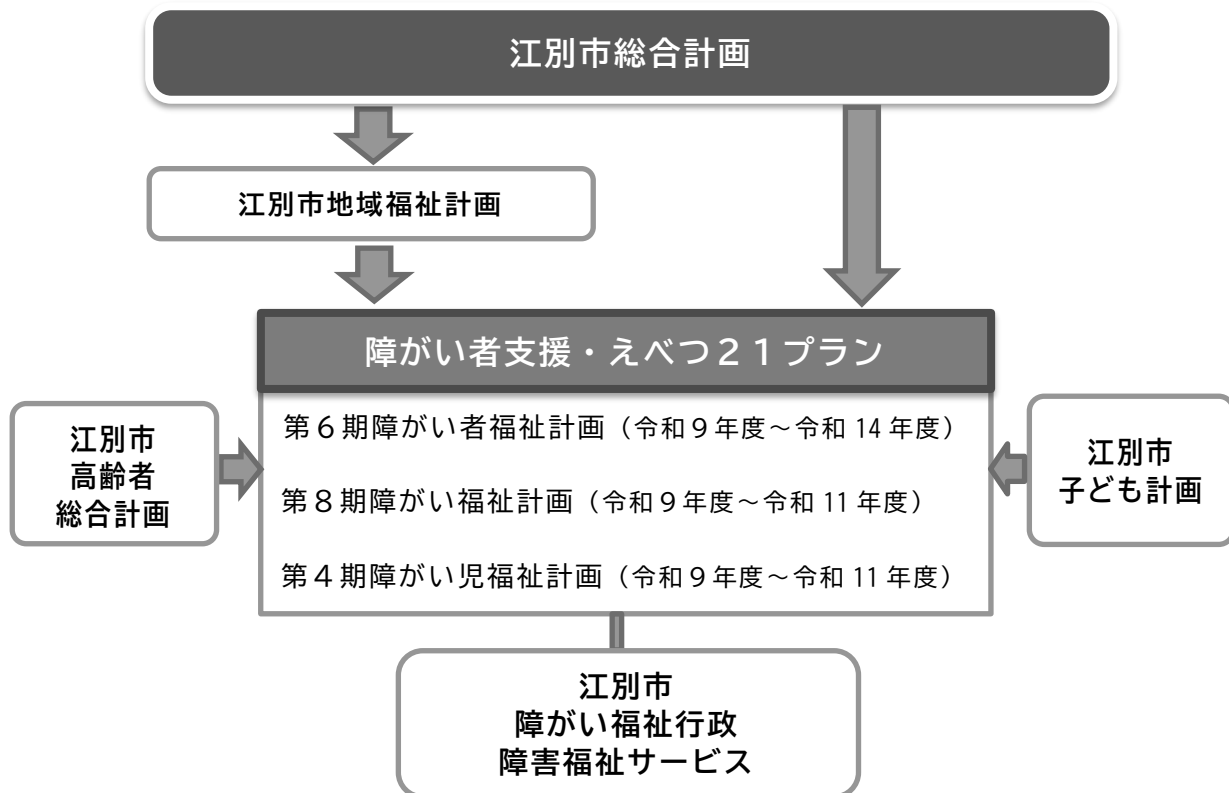
障がい福祉計画等策定について

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	(第5次) 障害者基本計画 ・計画期間 R5年度～R9年度	第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針 ・計画期間 R9年度～R11年度 (都道府県及び市町村が計画策定に当たり基準とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針) (障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に提示)	
道	第1期ほっかいどう障がい福祉プラン ・計画期間 R6年度～R11年度		
市	第5期障がい者福祉計画 ・計画期間 R3年度～R8年度	第7期障がい福祉計画 ・計画期間 R6年度～R8年度	第3期障がい児福祉計画 ・計画期間 R6年度～R8年度



**3つの計画を一体的に策定
「障がい者支援・えべつ21プラン」**

<< 関連計画イメージ図 >>



<< 計画の期間 >>

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は令和11年度に見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第5期障がい者福祉計画						第6期障がい者福祉計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画					
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画					

※グレー塗りが今回策定する計画

<< 策定方法 >>

- (1) 策定委員会の設置
学識経験者、各種関係団体、市民公募委員で構成
- (2) 実態調査（アンケート）の実施
18歳以上：障がい者等が無作為抽出
18歳未満：障がい児または通所受給者証所持者
- (3) 団体ヒアリングの実施
障がい福祉に係る関係団体に対して実施

障がい者支援・えべつ21プランの概要

《基本理念》 障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

基本目標	基本施策
1 総合的ケアマネジメント体制の確立	1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供 2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実 3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実
2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	1 情報提供の充実 2 市民への障がいの正しい理解の啓発 3 地域福祉・ボランティア活動の支援 4 社会参加の推進
3 障害福祉サービスの充実	1 訪問系サービスの提供と充実 2 日中活動系サービスの提供と充実 3 居住系サービスの提供と充実 4 コミュニケーション手段の確保 5 日常生活用具等の提供と充実 6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実
4 保健・医療サービスの充実	1 障がいの発生予防、早期発見 2 医療・保健サービスとの連携 3 早期療育体制の充実
5 保育・教育施策の充実	1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供
6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	1 就労能力の向上の支援 2 就労の確保、待遇の向上促進
7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携 2 防災・安全対策の充実 3 移動・交通対策の推進 4 バリアフリーのまちづくり
8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進	1 障がいのある方の社会参加活動の支援

障がい者施策の近年の動向

- 国では「障害者基本計画」、北海道では「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」が策定されており、これらの計画や国の「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針」などを踏まえて江別市では「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」が策定されています。
- 国の「第5次障害者基本計画」（令和5年3月）においては、「障害者権利条約の理念」の尊重及び整合性の確保、「共生社会」の実現に資する取組の推進、「PDCA サイクル等」を通じた実効性のある取組の推進、「障がい特性等」に配慮したきめ細かい支援等を各分野に共通する横断的視点として定めています。
- 北海道の「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」（令和6年3月）においては、「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指し、「北海道障がい者条例の施策の推進」、「地域生活支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」を計画の推進の基本方針として定めています。
- 国の最近の主な動きは、「障害者差別解消法の一部改正／令和6年4月」、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画／令和6年12月」、「第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針／令和8年3月」、「第4期障害児福祉計画の作成に係る留意事項／令和8年4月」、「高次脳機能障害者支援法の施行／令和8年4月」など、障がい者関連の法律・制度も変容しています。
- 今回の障がい者支援・えべつ21プランの見直しの大きなポイントとして、こうした最新動向を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるような体制整備を進めていくことが重要になります。